

クーリングオフ制度とは？

訪問販売や電話勧誘で商品・サービスの契約をした場合、購入の申し込みや、契約した日（書面を受け取った日）を含めて8日以内であれば、無条件で申し込みの撤回や契約の解除が可能となる制度です。

ポイント 通知は書面で

- ・クーリングオフは、電話ではなく、必ず書面で販売店へ通知すること。
- ・内容証明郵便が最も確かだが、少なくとも配達記録扱いのはがきで通知すること。
- ・クレジットを利用している場合にはクレジット会社にも同様に通知すること。
- ・ただし、現金取引の場合で代金または対価の総額が3,000円未満の場合は、クーリングオフができないため注意。

ポイント2 クーリングオフの効果

- ・契約を解除しても、損害賠償や違約金を払う必要はない。
- ・支払った現金は全額返還される。
- ・商品を受け取った場合でも、販売業者の負担で商品を引き取らせることができる。

○ 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 販売業者...が営業所等以外の場所において指定商品...につき売買契約...の申込みを受けた場合...におけるその申込みをした者又は販売業者...が営業所等以外の場所において指定商品...につき売買契約...を締結した場合...におけるその購入者...は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約...の申込みの撤回又はその売買契約...の解除...を行うことができる。

- 一 申込者等が第五条の書面を受領した日...から起算して八日を経過したとき。...
 - 二 (略)
 - 三 第五条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品...の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

5 ~ 7 (略)

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第二十四条で電話勧誘販売について、同様に規定されている。

○ 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)

(指定商品等)

第三条 法第二条第四項の指定商品は、別表第一に掲げる物品とする。

2 ~ 3 (略)

(法第九条第一項第三号及び第二十四条第一項第三号の政令で定める金額)

第六条 法第九条第一項第三号及び第二十四条第一項第三号の政令で定める金額は、三千円とする。

別表第一 (第三条関係)

二十一 火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置